

## 令和4年度「学校いじめ防止基本方針（令和4年4月14日更新）」

学 校 名	福岡県立若松高等学校
課程又は 教育部門	全日制課程

学校番号

19

### 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ防止対策推進法第2条」より

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。
  - 心理的な影響： 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等
  - 物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

※「福岡県いじめ防止基本方針」より

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであることを踏まえ、いじめの問題に学校一丸となって組織的に対応するとともに、体系的かつ計画的に実施します。また、「いじめは、どの子供でも、どの学校でも起こり得る」という認識を持ち、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握して迅速かつ適切に対処するため、次の3点を目標とし、取組を進めていきます。

- ・「いじめは本校全生徒に関係する問題である」ことを大前提に「いじめ問題」に取り組めます。
- ・本校生徒が加害者・被害者と別れる前に「いじめ」の未然防止に取り組めます。
- ・学校生活全般を通し、本校生徒が安全・安心に学校生活を過ごせる環境を整備します。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- ・日頃の授業や学校行事を通して、生徒同士や教職員との信頼関係を築くなかで、「いじめを許さない」「いじめを見抜く」毅然とした態度を育て大切にします。
- ・生徒一人一人を大切にし、また生徒自身が互いを認め合うことのできる教育環境を整えます。
- ・発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、情報共有を行いつつ、適切な指導及び必要な支援を行います。
- ・教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や県教育委員会と連携し、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解をはじめ、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施します。
- ・県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果である校内研修指導資料等の活用に努めます。
- ・発達障がいを含む、障がいのある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた研修を実施することにより、適切な指導及び必要な支援を行います。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。
- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について研修を行い、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。
- ・いじめのない環境で部活動を実施できるよう、部室の使用方法を含め、部内の人間関係をよりよく形成できるような活動の内容及び方法について、機会を捉え部顧問が指導を行います。

## 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

### （1）基本的考え方

- ・日頃からいじめの未然防止に取り組むと同時に、その上で「いじめ」の兆候を見極められるよう、生徒の「ささいな変化」「ささいな兆候」を見逃さず早期発見に努めます。

### （2）いじめの早期発見のための措置

- ・日頃の学校生活を通して、教職員と生徒とのコミュニケーションを大切にし、いつでも相談できる教育相談体制を整えます。
- ・毎月アンケートを実施（そのうち、学期に1度は無記名アンケートを実施）し、「いじめ」や「悩み」について相談できるようにしています。
- ・家庭用チェックシートを配布するなど、保護者からの協力もお願いしています。

## 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

### （1）基本的考え方

- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、校長を中心に、組織的に対応します。

- ・心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や、心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表現できない者もいることを配慮し、個々の生徒の理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応します。
- ・いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、6（1）に示す「若高いじめ対策・解決委員会」を活用して行います。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・インターネットや携帯電話でのいじめに対しても、適切に対応していきます。

## （2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・職員がいじめを発見したり、または相談を受けたりした場合は、速やかに「若高いじめ対策・解決委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、迅速かつ正確に事実関係を把握して、校長を中心とした「若高いじめ対策・解決委員会」を中核とした「組織」で情報を共有し、適切に対応します。場合によっては、関係機関とも相談し対処します。
- ・いじめの疑いがある事案を把握した段階で、県教育委員会へ管理職からFAXにて第一報を行います。
- ・部活動においていじめを発見または通報を受けた場合も、上記と同様の対応を行います。
- ・非常勤講師、部活動指導員等が部活動の指導を開始する場合、事前に本対応について周知します。

## （3）いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ・迅速に事実関係を把握して、組織的に対応方針を決定し、プライバシーを十分配慮しながら複数の教職員で支援します。

## （4）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・迅速に事実関係を把握し、「いじめ」をやめさせ、適切な指導を行い再発防止に努めます。
- ・当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行います。

## （5）いじめが起きた集団への働きかけ

- ・「いじめは、絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度」を再確認し、生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築する集団づくりを推進します。

## （6）ネット上のいじめへの対応

- ・ネットパトロール等を行い、不適切な書き込みに対しては関係機関と連携し、被害生徒を保護するとともに、直ちに削除する措置を行います。また、日頃から情報モラル教育の推進を図ります。

## （7）いじめの解消

- ・いじめられた児童生徒に、少なくとも以下の2つの要件を確認して、満たしていた場合に解消とみなします。
  - ① いじめの行為が目安として3ヶ月止んでいること。
  - ② いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。
- ・上記の要件について正確に確認を行い、「若高いじめ対策・解決委員会」での会議により、校長が解消の判断を行います。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
  - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
  - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

### （1）重大事態の発生と調査

- ・ 上記のような重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会を通じて県知事に報告するとともに、アンケート調査等を実施し、事実関係を正確に把握することに全力を尽くします。

### （2）調査結果の提供及び報告

- ・ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査を行う組織、方法、方針、経過及び事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか。学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法で情報提供を行います。
- ・ 調査結果については、アンケートの結果等を含めた内容に、今後の同種の事態が生じた場合の防止策を加え、いじめを受けた生徒や保護者に適切に報告を行います。その際には、関係者の個人情報に十分配慮を行います。
- ・ 調査結果については、今後の同種の事態防止策や保護者の調査結果に対する所見を含め、県教育委員会を通じて県知事に速やかに報告します。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### （1）組織の名称 若高いじめ対策・解決委員会

### （2）いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ・ いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関しては、校長を中心として組織的に対応します。
- ・ この組織は、「いじめの相談・通報」の窓口としての役割となり、いじめの情報や事実関係の聴取を行い、「いじめ問題」に対する指導や支援の中核としての役割を果たします。

### （3）いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ・ 重大事態が発生した場合、重大事態に対処するため、また、同種の事態の発生を防止するため教育委員会に報告すると同時に「若高いじめ対策・解決委員会」を中核とした組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- ・ この調査は、重大事態に至るいじめの要因について事実関係を可能な限り明確にすることで、客観的な事実関係を調査するものとします。

## 7 学校評価

- ・職員いじめ取組評価アンケートにより、「いじめ防止」「早期発見」「いじめに関する措置」について取組状況を検証します。